

(案)

# 酒田市情報化計画

(平成 30 年度～平成 34 年度)

平成 30 年 3 月

酒 田 市

## 目 次

第1章 情報化計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 情報化の理念	1
4 計画の重点課題	1
5 施策の体系	2
第2章 地域情報通信基盤の整備	3
1 いつでも、どこでも利用できる地域情報通信基盤の確立	3
第3章 市民生活が豊かになる情報化の推進	5
1 安全で安心な生活を送るための情報化	5
2 わかりやすい情報発信	5
3 生活が便利で豊かになる情報化	6
4 小中学校における情報化施策	8
第4章 効率的な行財政運営	9
1 効率的な行財政運営	9
第5章 推進体制	11

付 酒田市情報化計画策定懇話会委員名簿

酒田市情報化計画策定懇話会設置要綱

## 第1章 情報化計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、酒田市行政情報化計画（策定：平成 13 年 3 月、計画期間：平成 12～17 年度）、酒田市地域情報化計画（策定：平成 14 年 1 月、計画期間：平成 13～17 年度）、酒田市情報化計画（電子自治体推進計画）2006－2007（策定：平成 18 年 11 月、計画期間：平成 18～19 年度）、酒田市情報化計画（策定：平成 20 年 8 月、計画期間：平成 20～24 年度）及び酒田市情報化計画（策定：平成 25 年 6 月、計画期間：平成 25～29 年度）を策定し、本市の地域及び行政の情報化推進を図ってきました。

直近の計画期間が平成 29 年度までとなっていたこと、酒田市総合計画が平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間の計画期間として策定されたことなどを受け、電子自治体の推進等による行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上など、地域及び行政が抱える様々な課題に対処し、本市における情報化を総合的に推進することを目的として策定します。

### 2 計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

なお、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 3 情報化の理念

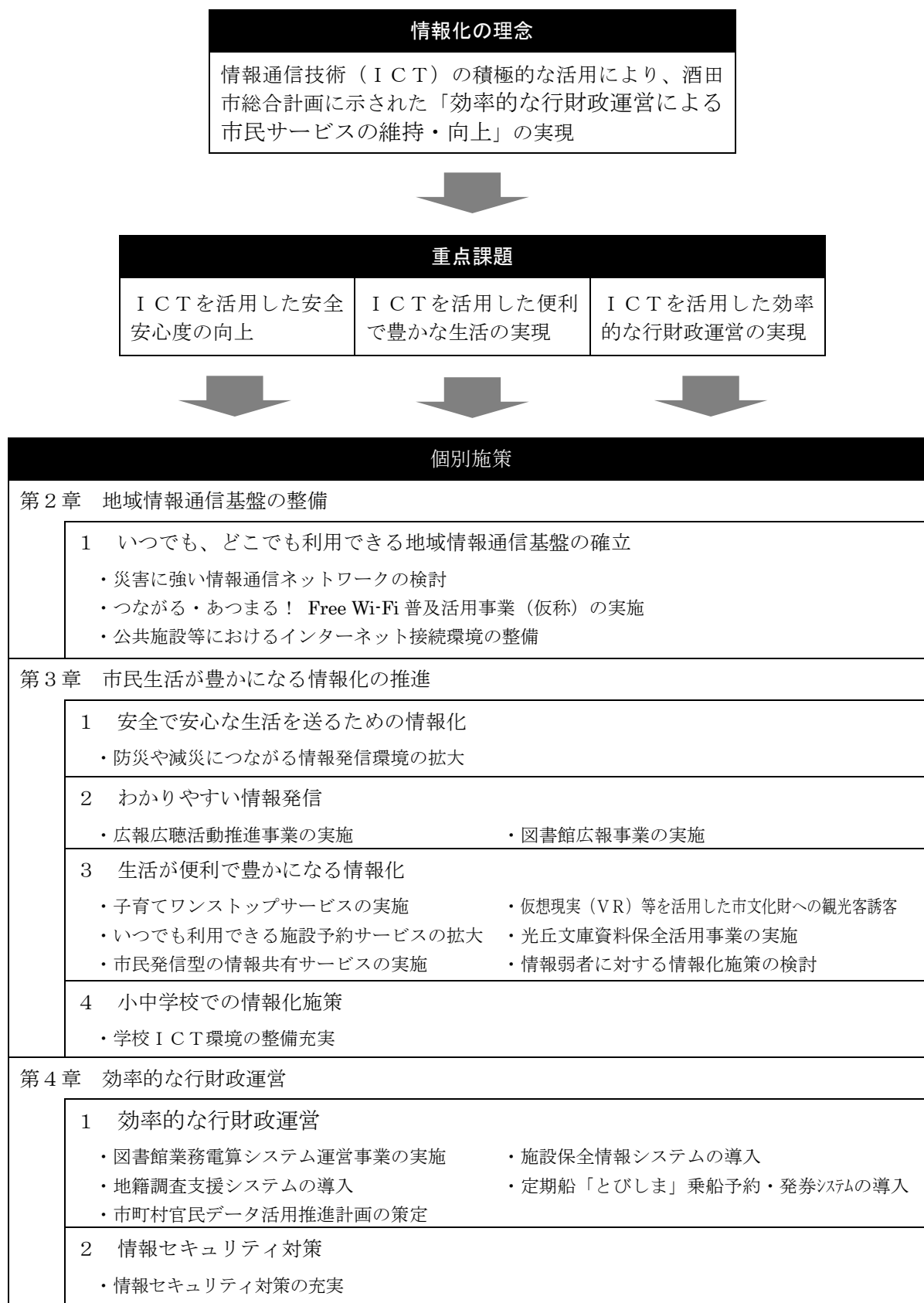
情報通信技術（ICT）の積極的な活用により、酒田市総合計画に示された「効率的な行財政運営による市民サービスの維持・向上」の実現を目指します。

### 4 計画の重点課題

酒田市総合計画の行財政運営の方針に則し、ICTの活用による具体的情報化施策を推進します。本計画では、以下の課題について重点的に取り組みます。

- (1) ICTを活用した安全安心度の向上
- (2) ICTを活用した便利で豊かな生活の実現
- (3) ICTを活用した質の高い行財政運営の実現

## 5 施策の体系



## 第2章 地域情報通信基盤の整備

本市における地域情報通信基盤は、これまでの情報化計画において重要施策の一つとして位置付け、民間通信事業者と協力しながら整備を進めてきました。これにより本市ブロードバンド世帯カバー率は 100% (FTTH<sup>1</sup>は 99.7%) を達成しています。

携帯電話については、第 4 世代通信網 (LTE<sup>2</sup>回線) の世帯カバー率 (居住地で携帯電話を利用できる割合) が 100%となっています。

### 1 いつでも、どこでも利用できる地域情報通信基盤の確立

今後さらに普及が拡大すると思われる移動型端末が有事の際もできるだけ利用可能となるよう情報通信ネットワークを構築することが必要であり、関係団体が一体となって利用可能区域の拡大や通信手段の多様化、次世代通信エリアの拡大などを推進します。

#### (1) 災害に強い情報通信ネットワークの検討

東日本大震災の経験を踏まえ、災害等有事の際も確実に情報収集が図られるよう、固定系ネットワークと移動系の組み合わせ、相互補完等について具体的な検討を行います。

#### (2) つながる・あつまる！ Free Wi-Fi 普及活用事業 (仮称) の実施

Wi-Fi 接続を一元化し多言語翻訳にも対応する「Free Wi-Fi yamagata」への加盟施設を増やし、観光客の動線上に切れ目のない Wi-Fi サービスを提供すると共にクーポンサービス活用による観光客と市民、双方の回遊性の向上を目指します。また、店舗内部から外部に向けて Wi-Fi 環境を提供するための (電波を飛ばすための) 中継機の導入を支援します。

#### (3) 公共施設等におけるインターネット接続環境の整備

地域コミュニティ推進及び災害時の通信手段の確保のため、公共施設等に公衆無線 LAN 環境を整備します。

<sup>1</sup> FTTH 「Fiber To The Home」の略で、光ファイバによる家庭向けの超高速データ通信サービス

<sup>2</sup> LTE 携帯電話の高速データ通信規格で、3.9G (第 3.9 世代) と第 3 世代に含まれる場合もある。理論上の最高通信速度は下り(ダウンロード)が 100Mbps 以上、上り(アップロード)が 50Mbps 以上である。LTE を 3.9G とする場合、第 4 世代(4G)は LTE-Advanced(下り 1Gbps 以上、上り 500Mbps 以上)を指す。

【目標数値】

番号	項目	目標年度	現在数値	目標数値
1	Free Wi-Fi yamagata 加盟施設数	平成 34 年度末	10 か所	50 か所
2	公共施設等におけるインターネット接続環境の整備	平成 34 年度末	10 施設	17 施設

【個別施策】

番号	項目	推進団体
1	災害に強い情報通信ネットワークの検討	通信事業者、市(情報管理課)
2	つながる・あつまる！ Free Wi-Fi 普及活用事業(仮称)	観光振興課
3	公共施設等におけるインターネット接続環境の整備	市(施設所管課)

## 第3章 市民生活が豊かになる情報化の推進

本市ではこれまで、津波浸水ハザードマップや避難所情報など防災や減災につながる情報を市民が見やすくわかりやすい方法でインターネット上にも発信する環境整備を進めてまいりました。また身近な情報源であり、災害時にその有用性がさらに発揮されるコミュニティFMの視聴方法拡大などの働きかけに努めてきました。

### 1 安全で安心な生活を送るための情報化

市民等が安全で安心な生活を送るための環境整備は、行政の重要な役割の一つです。情報化社会の進展に伴い、行政として発信する情報について「何を、どういう方法で、誰に」届けるかを再確認し、情報種別や受け手に応じた情報発信に努め、安全で安心な生活の確立を勧めます。

#### (1) 防災や減災につながる情報発信環境の拡大

これまで実施してきた、津波ハザードマップ、避難所・避難場所・津波避難ビル、土砂災害警戒区域に関する地図情報のインターネット公開に加え、鳥海山のハザードマップについて、インターネット上に発信する環境を整備します。

#### 【目標数値】

番号	項目	目標年度	現在数値	目標数値
1	本市地図情報のインターネット上への公開	平成 31 年度末	4 情報	5 情報

#### 【個別施策】

番号	項目	推進団体
1	防災や減災につながる情報発信環境の拡大	市(危機管理課)

### 2 わかりやすい情報発信

これまで実施してきた高齢者や障がい者にも見やすい情報発信やSNS<sup>3</sup>等のコミュニケーションツールを活用した情報発信に加え、さらに積極的なICTを活用した情報発信に努めます。

<sup>3</sup> SNS 「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを促進するコミュニティ型の Web サイト。Facebook(フェイスブック)や mixi(ミクシイ)、Twitter(ツイッター)などがその例である。

(1) 広報広聴活動推進事業の実施

市政に対する市民の関心の喚起のため、さらに積極的な I C Tを活用した情報発信に努めます。S N S等を通じ、時宜に応じ適切な情報発信のため、市長公室自らはもちろん、各課にも働き掛けることで、I C Tを活用した情報発信に対する職員の意識改革を図ります。

(2) 図書館広報事業の実施

平成 3 2 年度中にオープン予定のコミュニケーションポート開館を機に、図書館ホームページ全体をリニューアルします。

【個別施策】

番号	項目	推進団体
1	広報広聴活動推進事業の実施	市(市長公室)
2	図書館広報事業の実施	市(図書館)

### 3 生活が便利で豊かになる情報化

情報化社会の進展は、多種多様な情報を時間や場所にとらわれずに受け取ったり検索したりすることでも実感できますが、日々の生活がいかに便利になるか、いろいろなサービスがいかに気軽に利用できるかについても重要な要素となります。本市がこれまで実施してきたサービスに加え、市民がより実感できる、利用しやすい情報化を推進します。

(1) 子育てワンストップサービスの実施

国が推進する「子育てワンストップサービス」を導入し、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健に関する手続きの一部で電子申請に対応します。また、手続きに関するお知らせをマイナポータル経由で市民のパソコン、スマートフォン等の端末へ送達する「お知らせ機能」の導入に向けた検討を行います。

(2) 仮想現実（VR）<sup>4</sup>等を活用した市文化財への観光客誘客

仮想現実（VR）による文化財・城跡等の再現映像をスマホやタブレットで見ることができるようにして、話題を提供し、観光客の増加に寄与します。

<sup>4</sup> 仮想現実(VR) 実際にはその場に存在しない世界を、あたかもその場に存在するかのように体験したときに感じる現実感、あるいはそういった感覚を生み出すことのできる技術を指す



## (3) いつでも利用できる施設予約サービスの拡大

本市体育施設はインターネットからの予約申込みも可能ですが、一部のその他市施設については、本市窓口での予約に限られています。市民が利用可能な施設について、体育施設同様インターネットからの予約申込を可能とし利用希望団体の利便性向上を図ります。

## (4) 光丘文庫資料保全活用事業の実施

これらの貴重な資料の画像を電子データ化することにより、文庫所蔵資料を、より精細な画像で簡便に鑑賞することができるようにします。

## (5) 市民発信型の情報共有サービスの実施

スマートフォン等を活用した市民発信型の情報共有サービスを実施することにより、道路の陥没や施設の破損など、身近な問題を市民からスマートフォン機能を活用し位置情報と現場写真を送ってもらうことにより、迅速な対応をおこなうことができます。

## (6) 情報弱者に対する情報化施策の検討

高齢者にかかわらず、子育てに係る方など全ての情報弱者に対する情報発信のあり方などを検討し、情報格差の解消に努める。

## 【目標数値】

番号	項目	目標年度	現在数値	目標数値
1	子育てワンストップサービスの電子申請受付開始	平成 30 年度末	手続き無し	13 手続き
3	いつでも利用できる施設予約サービスの拡大	平成 34 年度末	0 施設	3 施設

## 【個別施策】

番号	項目	推進団体
1	子育てワンストップサービスの実施	市(子育て支援課等)
2	仮想現実(VR)等を活用した市文化財への観光客誘客	市(社会教育文化課)
3	いつでも利用できる施設予約サービスの拡大	市(施設所管課)
4	光丘文庫資料保全活用事業の実施	市(図書館)
5	市民発信型の情報共有サービスの実施	市(情報管理課)
6	情報弱者に対する情報化施策の検討	市(情報管理課)、市(危機管理課)、市(福祉課)等

## 4 小中学校における情報化施策

日常的に I C T 機器に触れる環境を整備し学習ツールとしての有用性を実感、情報活用能力を高めることで、情報化社会に対応できる人材の育成を行います。また、情報系、工業系、理数系といった分野への興味・関心を持つ児童生徒の増加に努めます。

### (1) 学校 I C T 環境の整備充実

タブレット P C については、民間業者による無料レンタル制度を利用して一定期間学校で活用してもらい、授業内容やスタイルの模索など実践データを積み重ねると同時に、教職員が端末の有用性を実感できるようにし、今後の機器整備に向けて計画を立てていきます。また、タブレット使用に適した周辺機器整備等も併せて検討していきます。

#### 【個別施策】

番号	項目	推進団体
1	学校 I C T 環境の整備充実	市(学校教育課)

## 第4章 効率的な行財政運営

本市ではこれまで、本庁舎、各総合支所及び各出先機関（市立学校を含む）を光ファイバ網で接続するイントラネット事業、児童生徒 1 人が 1 台を使って授業が行える市立小中学校パソコン教室の環境整備、教職員及び行政職員 1 人 1 台パソコン環境整備、インターネットや総合行政ネットワーク（L G W A N）への接続など電子自治体推進の基盤整備を図ってきました。また、庶務事務等内部業務システムや統合型 G I S を導入し、内部業務の効率化等を図ってきました。

### 1 効率的な行財政運営

酒田市総合計画では、「本計画に掲げた施策を着実に実施し、『めざすまちの姿』を実現していくためには、引き続き行財政改革に取り組み、限られた予算を有効に活用して、最少の経費で最大の効果を上げていく必要があります。市民とともに、本市を取り巻く課題を共有しながら、長期的・経営的な視点を持ち、一体となって行財政改革推進計画、公共施設等総合管理計画、人材育成基本方針及び中期財政計画等への取り組みを通して、健全な行財政運営を推進する」こととしています。その具体的な施策として I C T の利活用推進が掲げられています。

#### (1) 図書館業務電算システム運営事業の実施

平成 32 年 2 月 1 日から運用予定の新しい図書システムを導入します。

#### (2) 施設保全情報システムの導入

公共施設保全情報システム（公共施設マネジメントシステム）を導入し、施設所管課で把握している施設保全情報を一括管理します。

#### (3) 地籍調査支援システムの導入

八幡地域、平田地域、酒田地域、松山地域の地籍調査実施状況を把握でき、今後数十年継続する必要がある地籍調査に関する事務に寄与するシステムを導入します。

#### (4) 定期船「とびしま」乗船予約・発券システムの導入

乗船の受付チケットシステムに移行し、インターネットウェブ上で予約できるようにします。利用者に関する情報もデータ管理し、予約から発券までデータ処理します。

(5) 市町村官民データ活用推進計画の策定

少子高齢化などさまざまな課題に対応するべく、国、自治体、民間事業者などが管理するデータを活用し、データを活用したビジネスの創出や、データに基づく行政、医療、教育などの効率化を目指し、国による「官民データ活用推進基本法」が施行されました。

酒田市では上記基本法や県が策定する計画を勘案し、酒田市官民データ活用推進計画策定に向け検討を進めます。

【個別施策】

番号	項目	推進団体
1	図書館業務電算システム運営事業の実施	市(図書館)
2	施設保全情報システムの導入	市(行財政改革推進室)
3	地籍調査支援システムの導入	市(農林水産課)
4	定期船「とびしま」乗船予約・発券システムの導入	市(定期航路事業所)
5	市町村官民データ活用推進計画の策定	市(情報管理課)

## 2 情報セキュリティ対策

重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。

(1) 情報セキュリティ対策の充実

職員の情報セキュリティ意識の向上を図ることや、セキュリティレベルを維持するため、情報セキュリティ研修や各システムにおける緊急時対応計画の適宜見直しを実施します。

【目標数値】

番号	項目	目標年度	現在数値	目標数値
1	情報セキュリティ研修の開催数	平成 34 年度末	0 回	10 回

【個別施策】

番号	項目	推進団体
1	情報セキュリティ対策の充実	市(情報管理課)

## 第5章 推進体制

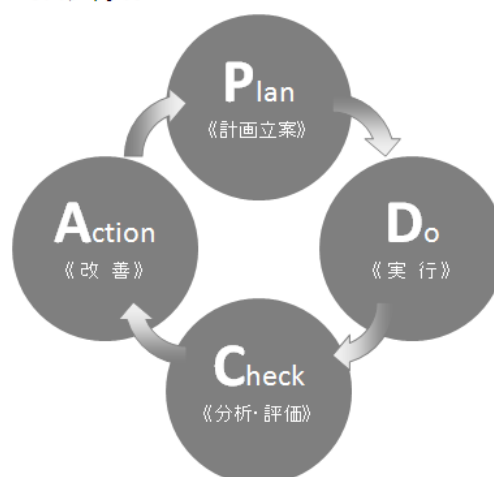
本計画の推進に際しては、市民、各関係機関、そして行政がそれぞれの役割分担を明確にし、お互いが協力し合うことが重要となります。

本市では、最高情報統括責任者（CIO）を中心とする組織体制を整備し、情報化推進委員会において情報化の着実な推進を図ります。また、効率的な行財政運営を目指し庁内の類似システムの統合や定期的なハードウェアの更新等を行っていきます。

今後は、本計画（Plan）に基づく情報化を着実かつ強力に推進していくため、行動（Do）→確認（Check）→改善（Action）のサイクルを常に繰り返しながら進めていくこととします。

また、本計画の PDCA サイクルの実施や情報化施策推進の担当部署である情報管理課の果たすべき役割と位置づけを明確にし、地域及び行政情報化の推進体制の充実強化を図ります。

PDCAサイクル



## 酒田市情報化計画策定懇話会委員名簿

職	氏名	所属	要綱 第2条第2項
会 長	渡 辺 雄 二	山形県立産業技術短期大学校庄内校	(4)
副会長	平 川 博 久	東日本電信電話株式会社庄内営業支店	(1)
委 員	土 肥 成 二	株式会社ドコモCS東北山形支店	(1)
委 員	阿 部 建 治	酒田市自治会連合会連絡協議会	(2)
委 員	佐 藤 愛	社団法人酒田青年会議所	(2)
委 員	佐 藤 司	酒田市PTA連合会	(2)
委 員	高 山 寿美子	庄内地域子育て応援協議会	(2)
委 員	佐 藤 修	庄内みどり農業協同組合	(3)
委 員	加 藤 明 子	酒田商工会議所	(3)
委 員	高 橋 一 輝	酒田ふれあい商工会	(3)
委 員	加 藤 俊 一	一般社団法人酒田観光物産協会	(3)
委 員	廣 瀬 雄 二	東北公益文科大学	(4)
委 員	高 橋 茜	東北公益文科大学（学生）	(5)

## 酒田市情報化計画策定懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 情報化計画策定に当たり、有識者等の意見を聴取するため、酒田市情報化計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員概ね15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 情報通信事業関係者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認めた者

### (任期)

第3条 委員の任期は、平成30年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、酒田市情報化推進委員会の求めに応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画振興部情報管理課において処理する。

### (雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この訓令は、平成29年5月11日から施行する。
- 2 この訓令は、平成30年3月31日に、その効力を失う。